

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

2026

3

March

特集

民生委員・児童委員活動、
それって引き受けてもいいの?
～本来の役割から考える判断の拠り所と
新任委員としての歩み方～

- 地域住民に寄り添う民生委員・児童委員のための苦情対応のポイント 第10回
対応が難しい場合の逃げ道を確保する
- 全民児連NEWS
民生委員・児童委員のPR活動を一齐に展開しましょう!
～令和8年度『民生委員・児童委員の日活動強化週間』について～
- 人権について考える 第11回
高齢者の人権と民生委員・児童委員活動〔虐待と民生委員〕



民生委員・児童委員活動、

特集

それって引き受けてもいいの？

～本来の役割から考える判断の拠り所と新任委員としての歩み方～

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員(以下、民生委員)は、日々さまざまな相談を受ける場合があります。相談の内容によっては、「どこまで対応すればよいのか」「断っていいのかどうか」など、対応に迷う場面も少なくありません。

本特集では、「買い物支援での自家用車利用」とい

う想定事例を題材に、法令等に基づく民生委員活動の本来の役割や対応の基本を再確認しつつ、対応に迷うグレーゾーンのケースに直面した際の判断の拠り所や、ヒントとなる考え方を元高崎健康福祉大学教授 金井敏氏に解説いただきます。



— 想定事例 —

ある 民生委員同士 のやりとり

民児協の会長をしているAさんは、ふだんとは違うスーパーマーケットで買い物をしていたところ、知り合いの女性Bさんとその地区を担当している民生委員Cさんが一緒に買い物をしている姿を見かけた。どうやら、Bさんの買い物をCさんが手伝っているようだ。

一週間後、定例会の開始前にCさんへその時のことを聞いてみた。

Aさん

この前、Bさんと買い物しているところを偶然見かけたんだけど、Bさんから依頼されたのかな。

Cさん

そうなんです。金曜日の夕方に定期訪問したら、昔からの足の痛みが少しひどくてひとりで買い物に行くのは不安だし明日食べるものがないという状況でした。どう対応しようか考えていたら、一緒に買い物へ行ってくれないかと依頼されました。「これって民生委員がすることかな」って一瞬考えたんですけど、目の前で困っているし、Bさんのことは昔から知っていて以前から良くしてもらっていたので私の車でスーパーまで行って、買い物して帰ってきました。

Aさん

そうだったんだね。状況的に断れなかったんだらうけど、Cさんが言うように買い物に付き添ったり、送迎をしたりするのは民生委員がすることではないよね。Bさんは、足に痛みがあるってことだけど、次に同じような依頼があった時の対応は考えてみた？

Cさん

まだ考えられていなくて。実は昨日(木曜日)、その後の様子が気になってBさんの家を訪問したんですけど、足の痛みがあ

るようでまた買い物に同行してほしいと言われ、行ってしまいました。これはその時に聞いた話なんですけど、私の前任者も時どき買い物と一緒に行ってみたいのです。

Aさん

一緒にいるのを見た後、すぐにCさんに電話して対応を一緒に考えればよかったね。ごめんなさい。

うちの地区だと、水曜日、市の社会福祉協議会が無料で実施している買い物支援事業があるし、他には有料だけど、市が補助している買い物代行事業があって登録しているボランティアさんが買い物をしてきてくれる。

都合がいい日に、一緒にBさんの家へ行って、民生委員は買い物の付き添いや送迎はできないことと、代わりに利用できるサービスを伝えるに行きましょう。

Cさん

ありがとうございます。そんなサービスがあったんですね。もっと早く会長に相談すれば良かったです。

Aさん

些細なことでもいいからわからないことがあれば連絡してね。

以降本事例についての考え方を金井先生から解説いただきます。

解説

民生委員の

職務範囲や対応の考え方について



元高崎健康福祉大学教授

金井 敏氏

1 善意と職務の「境界線」

令和7（2025）年12月の一斉改選を経て、新任委員の皆さまは、地域の世話役として歩み出されたことでしょうか。活動に少しずつ慣れ始めた今、日々悩むのが「どこまで手伝っていいのか」という葛藤です。

先の事例は、足の痛みがある高齢者から「明日食べるものがない。車で買い物に連れて行ってほしい。前の委員さんはやってくれた」と切願され、新任委員は迷いながらも自家用車で同行してしまっただけというものでした。「何とかしなければ」と思う気持ちは自然なこと。しかし、この対応には、買い物支援の負担が固定化することや、事故・トラブルが起きた場合の責任の所在など、さまざまリスクが含まれています。民生委員は、善意の一市民として関わり、職務として役割を果たすことと、職務として迷いながら活動しています。では、民生委員の役割や職務範囲は、どのように捉えれば良いのでしょうか。

2 民生委員の役割や職務範囲の捉え方

民生委員は何を根拠に活動し、どこまでが「職務」なのでしょう。民生委員法に基づき、その役割や職務範囲を再確認します。

1 民生委員活動の基本

民生委員法（以下、法）第1条には、「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定されています。ここで重要なのは「住民の立場に立つ」ことであり、「住民の要望をすべて民生委員が解決することではありません。」

隣人としての親しみやすさをもちつつ接し、表出された要望を、まずは本人自身が解決できるような課題を整理します。そして、専門職や関係者につなぐなどして解決を支援することが、法が求める「相談」であり「必要な援助」の基本です。

2 民生委員法の職務

① 生活状態の把握（第14条一号）

法第14条一号では「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」と定めています。これは単なる調査ではなく、地域福祉の推進（社会福祉法第4条）に根ざした重要な職務です。

● 把握の範囲

ふだんの生活だけでなく、介護、保健医療、住まい、社会的孤立など、多岐にわたります。行政や地域包括支援センターの調査協力だけでなく、日常の見守りから「と

ても気がかりな状態」を察知することも大切です。

● 「適切に」把握する

支援に必要な情報のみを把握すれば良く、根掘り葉掘り聞き出す必要はありません。信頼関係のなかで自然に耳に入る情報を大切にします。

● 正確な記録

把握した情報は、福祉票や活動記録に「5W1H（いつ、どこで、だれが：）」と「TPO」を意識して、客観的に記録します。これが専門職へのスムーズな橋渡しにつながります。

② 自立を支える相談と助言（第14条二号）

法第14条二号では「自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じる」と定めています。自立とは、ひとりでも何かもできることではありません。必要な支援を受けながらも、その人らしい生活を続けられる状態をさします。

民生委員が直接サービス（送迎や家事）を提供し続けることは、短期的には助けになっても、長期

的にはその方の「自立」を阻害する可能性があります。民生委員の支援とは、住民が社会的な仕組み（福祉サービス等）を使いこなせるよう、自立のプロセスを支えることにあります。

また、相談とは、本人の話をじっくりと聞き、受け止め、秘密を守ることで、住民の安心と信頼を得ることもあります。そのうえで適切な情報を提示することで、本人の前向きな姿勢の背中を押す役割を担うことができます。

③王道の「つなぐ支援」 （第14条三号）

法第14条三号では「福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供」を定めています。今回の事例では、民生委員と一緒に同行することよりも、利用できる支援やサービスを一緒に探し、本人が継続的に利用できるかたちにつなげていくことが、本来の役割と言えるでしょう。

●橋渡し役

民生委員はサービス提供者ではありません。地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネ

ジャーなどの専門職（ソーシャルワーカー）へつなぐまでのプロセスが最大の職務です。「専門職を頼る」ことは責任放棄ではなく、適切な支援組織につなぐことこそが、民生委員の王道とも言える役割です。

●情報の収集

行政の買い物支援、高齢者配食サービス、有償ボランティアなど、地域にある「資源」を少しずつ知り、理解することから始めましょう。

④福祉連携と行政協力 （第14条四号・五号）

法第14条四号では、社会福祉事業者やボランティアとの密接な連携が定められています。また、五号では行政機関の業務に協力することが定められています。地域住民の世話役として福祉団体や事業者と顔見知りになり、行政の協力者として連携し合うことで、自分ひとりでは抱えきれない困難なケースを発見し、対応できる「網の目」のような見守り体制が構築されます。

⑤ボランティアとしての活動 （第14条第二項）

法第14条第二項には「必要に応じて、住民の福祉の増進を図る」活動が定められています。これは民児協として地域の福祉に資する活動をボランティアとして取り組むものです。事例のような個人的なボランティアを積極的に勧めるものではなく、民児協が必要と判断して取り組む活動、たとえば「サロンの運営支援」「あいさつ運動」などを意図しています。これは地域の団体とコミュニケーションをとりながらすすめるというように。

3 活動中に求められる 対応の視点

今回の事例への対応について、法の基本や職務範囲をふまえて活動中に求められる対応を考えると、次の3つの視点をもつことが重要です。

1 「住民」と委員」の 「二面性を自覚する」

民生委員は地域の「住民」でもあります。個人的な感情から住民からの依頼を断りづらいのは理解

できますが、「委員」としての行動には公的な責任が伴います。事例では自家用車で送迎を行いました。万が一事故が起きた際、委員個人が重い責任を負うことになります。活動の継続が困難になるだけでなく、組織全体の信頼を損なうリスクがあります。「公的な立場だからこそ、ルールを守ることが、結果として自分と住民を守るにつながります。民生委員自身の負担にならないよう意識することが大切です。

2 「できない」を「つなぐ」に 変換する

「買い物には連れて行けません」とだけ言うのは「拒絶」ですが、「私は連れて行けません、代わりにこういうサービスがあります。一緒に窓口へ連絡してみませんか？」と提案するのは「適切な支援」です。自分が直接手を差し伸べないことが、かえって専門職による適切な支援の開始を早める結果につながります。

また、事例のように買い物に困っている人は地域に他にもいる

特集 民生委員・児童委員活動、それって引き受けてもいいの？

かもしれません。ひとりの困りごとを個別対応で終わらせず、地域のニーズとして捉え、早めに関係者と情報を共有し、次の手立てや支援のあり方を考えていくことも欠かせません。

3 チームで対応する
（ひとりで抱えない）

「自分が今ここで対応しなければ」という切迫感は、委員を孤立させてしまいます。判断に迷う場面こそ、ひとりで抱え込まずに、会長や先輩委員、民児協の仲間と相談して、戸惑いや課題を共有することが大切です。話し合うことで、新たな視点や解決への道筋が見えてきます。「今回は緊急的に対応しますが、次回からは地域包括支援センターに相談しましょう」といった組織的な判断を行うことで、持続可能な支援ができます。

4 民生委員の成長と
民児協活動

1 委員活動は3年かけて育つ

民生委員は委嘱を受けた日から

活動を完璧にこなす必要はありません。「半年」で地域団体の顔ぶれや実際を知り、自分の存在を住民に知ってもらいましょう。「できることを少しずつ」で十分です。「1年まで」で民児協の活動や相談の流れ、地域の団体や専門機関の役割が理解できてきます。「3年まで」の1期が終わるころには、民生委員として関わるべきことと、そうでないことの判断がつくようになります。戸惑いや迷いがあるのは、あなたが真剣に活動に向き合っている証拠であり、成長のプロセスにおいて非常に自然なことです。

2 民児協の定例会を活用する

本特集で扱った「買い物支援」のようなグレーゾーンの事例は、決してひとりで抱え込むべきではありません。民生委員活動は、地域全体で支え合う「チームプレイ」です。

次回の定例会では、最近対応に迷った事例をぜひ共有し、「地区としてのルール」を話し合ってみてください。「私はこのような制

度やサービスを活用しました」など委員が対応した実際の事例や「前任者はやってくれた」と言われたときの共通の答え方を考えましょう。民生委員が直接対応できない困りごとに対して、地域で利用できる活動やサービスをリストアップしたりすることは、新任・ベテラン双方の安心につながりますし、民児協ネットワークの財産にもなります。

3 仲間とともに歩む

民生委員活動の本質は、ボランティアな精神に基づいた、温かくもあり公的な責任感に満ちた「市民性あふれる活動」です。皆さまがこれまでの人生経験で培ってきた「相談・支援・つなぐ力」は、

日常生活のなかで自然に培われてきたものです。委嘱された委員だからといって特別に気負う必要はありません。自分の得意分野や経験を活かし、自分なりの歩幅で進んでいけば良いのです。

「ひとりで抱えない」「いつでも相談できる」関係づくりを大切に、民児協の仲間とともに歩んでいきましょう。皆さまが地域を歩き、住民の小さな変化に気づき、それを適切な支援の輪へとつないでいく。その一步一步が、必ず地域の安心を支える光になります。本特集が、新任委員にとって判断に迷ったときの支えとなり、経験を重ねた委員にとっても、日々の活動を振り返る機会となれば幸いです。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

① 民生委員の業務を超えていると思われる依頼事項がないか話しあってみましょう。

②①で出た依頼事項に対して、民児協としての対応方針や地域で利用できるサービスについて整理してみましょう。

地域住民に寄り添う
民生委員・児童委員のための

苦情対応のポイント

適切な対応で
活動の負担を軽減しよう

第10回
対応が難しい場合の
逃げ道を確保する

TCBTカウンセリングオフィス 新明 一星氏

1. 行政や関係機関との連携の
活用方法

自律的な生活が困難な方、自傷他害の可能性がある方などは関連機関と連携して対応することが必要です。他にも、食事、睡眠が取れない、薬物やアルコールの過剰摂取がある、住環境の衛生が保たれていない、ストレスがかかった際に自分を痛めつける、暴言、暴力、物を壊すなどの行為がある方への対応においても連携が重要です。

客観的に見て困難な状況にあっても、現状を変えることへの不安や煩わしさから、提案や支援が拒まれることがあります。このような場合に

は、支援が長期化することがあるため、該当する支援機関との連携が必要です。早めに関係機関の窓口へ事情を説明し、どのような支援が可能か、またどのタイミングで支援を依頼するのかを把握できると良いと思います。

また、生命の危険がある場合には、警察を通じて福祉・医療の公的機関につなげる必要が生じることもあります。暴力等で身の危険が及ぶ可能性がある場合には、事前に近隣の警察署に事情を伝えておくことで連携が円滑にすすむこともあります。相談者との関係性に影響することを心配して通報をためらう方も多くおられますが、実際には中立的な立場の

2. 民生委員同士の支え合いの
重要性

支援者自身も、強い恐怖感やストレスのもとでは冷静な判断が難しくなります。そのため、支援関係者(民生委員を含む)での支え合いが非常に重要です。通常、熟練した支援者は、「支援の限界」をよく理解しています。支援の限界とは、ひとりの相談者に割ける時間・労力、支援内容の範囲などをさします。

一方で、支援歴が浅い方はプレッシャーを感じやすく、また「熱心に支援をしたい」という気持ちから、支援が過剰となり、燃え尽き症候群(バーンアウト)を経験してしまうことがあります。

このように、「何ができて、何ができないのか」「どのようなタイミングで、何をすることが望ましいのか」といった判断は、経験に基づく部分が大きく、書籍や研修だけでは学びにくい点もあります。

熟練者からすると、経験の浅い方の悩みを軽く捉えてしまい、簡単な

助言にとどめてしまうこともありません。そのため、熟練者は、経験の浅い方の葛藤が見えにくくなっている可能性がありますので、意識的に声をかけていただきたいと思います。また経験の浅い方も、自己流になりすぎないよう心がけ、「初歩的なことは聞けない」と考えずに小さな疑問であっても、先輩や経験のある方に意見を聞くことが大切だと思います。このような支援者同士の連携は、実際の現場では難しく感じる方が多いと思います。そのため、定期的な交流会や勉強会などを通じて、普段から雑談ができるような関係性を築ける土壌を整えておくことも重要です。



民生委員・児童委員のPR活動を一斉に展開しましょう！

～令和8年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」について～



令和8年度
活動強化週間
特設ページ

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」は、「民生委員・児童委員の日」である5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員活動周知のための取り組みを強化する期間としています。

全国的にPR活動を一斉に展開することで、住民や関係機関・団体に民生委員・児童委員の存在や活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることをめざすものです。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」として、一般社団法人日本記念日協会により記念日登録(認定)されています。

令和8(2026)年
5月12日(火)～5月18日(月)

実施期間

※地域の状況によって期間の延長等も構いません。

一斉取り組み日

令和8年5月17日(日)

※活動強化週間中の日曜日を一斉取り組み日と設定しています。

取り組みにおける3つの視点

① 民生委員・児童委員を「正しく」知ってもらう

地域住民をはじめ、関係機関・団体等に次のようなことを正しく理解してもらい、関係づくりの強化をめざします。

- ・厚生労働大臣によって委嘱され、無償で活動している
- ・地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役である
- ・法律上の守秘義務を有しており、安心して相談できる相手である

② 地域の福祉課題に

関心をもってもらおう

民生委員・児童委員だからこそ知っている地域の福祉課題をスローガンに掲げるなどして広く住民等に訴え、理解者を増やし、地域全体で解決に取り組むことを呼びかけましょう。

スローガンの例

- ・誰も孤立しない地域をつくらう
- ・高齢者に優しいまちをつくらう
- ・まち全体で子どもたちを見守り、育てよう

③ 孤独・孤立対策強化月間(5月等)を意識し、関係機関との連携を深める

「孤独・孤立対策強化月間」(5月)では、今年も民生委員・児童委員と、老人クラブ、社会福祉法人(社会福祉施設)、社会福祉協議会が一体となって孤独・孤立対策の全国キャンペーンを実施します。

また、同じ時期の「春のこどもまんなか児童福祉週間」(5月5日～11日)も意識し、「民生委員・児童委員の週間」にあわせた活動を展開しましょう。

まじょう。

令和8年度の視点

さらに、令和8年度は以下のふたつの視点も意識して広報活動に取り組んでみましょう。

① 一斉改選後の活動を支える

広報・周知の強化

一斉改選後初の活動強化週間であることから、地域住民と「顔の見える関係」の構築をすすめるために民生委員・児童委員の基本的な役割などを重点的にアピールしましょう。

② 新任委員の士気向上と、チームとしての結束力強化

初めての活動強化週間に臨む新任委員が、地域に一歩踏み出す後押しとなるような、委員が一緒に広報活動や民児協活動を行う機会にしましょう。

全民児連では、PR活動に資するグッズの販売・頒布をしておりますので、積極的にご利用ください。

※詳しくは、全民児連ホームページをご確認ください。



PRグッズ注文用紙
(令和8年2月版)

人権について 考える—第11回—

高齢者の人権と民生委員・児童委員活動 [虐待と民生委員]

東京都人権啓発センター 人権研修講師 関口 修一 氏

1. 高齢者虐待への対応

民生委員・児童委員（以下、民生委員）には最も地域に密着した支援者として、また「早期発見・見守りネットワーク」の主要構成員として、高齢者の虐待の防止、早期発見、見守り等の役割が期待されています。

日ごろからの地域住民との関わりのなかで、「老々介護のはずなのに介護サービスを利用する姿を見かけない」「あざがある・衣服が汚れている」「家が荒れている」「近所付き合いが無くなった」「介護者が疲れている・本人の悪口を言う」など、危険な兆候を把握することがあるかもしれません。その場合は、市区町村や地域包括支援センター（以下、市区町村等）に通報します。通報にあたっては虐待の証拠は不要で、通報者自身の情報は守られます。

高齢者虐待防止法では重大な危険が

生じてる場合は速やかな通報が義務づけられており、その他の場合は努力義務です。通報は被虐待者の命綱であり、虐待する養護者を支援することにもつながります。通報によって、「養護者への助言・指導」「養護者からの分離（施設への入所等）」などの介入が行われます。また、本人の権利擁護のため成年後見制度等の利用開始となる場合もあります。

2. チームで行う高齢者支援

一方、「ケアする人をケアする」必要もあります。市区町村等による介入やその後の見守りにあたって、民生委員に協力を求められることがあります。介入や支援を拒否する養護者に対しては、「地域の方を順番に訪問しています」「買い物に困っていませんか」「この地域担当のケアマネジャーの話だけでも聞いてみませんか」「近くの施設のパンフレッ

トだけでも置いていきます」などと、地域に密着した話題も交え接触を試みましょう。また、「よく話してくれましたね」「こういうことでお困りなんですね」「一緒に考えましょう」など相手の困難に寄り添うことが大切です。信頼関係を構築するなかで、親族等のキーパーソンや介護以外の困りごとなどを把握し、必要に応じて養護者も含めた家族支援をチームで行います。

あの時声をかけておけばと後悔しないようにしたいものですが、民生委員が過重な負担を背負い込んでしまうことやバーンアウト（燃え尽き症候群）にも気をつけてください。本人や家族からの理不尽な対応で困ったら早めに先輩への相談や市区町村等との連携が必要です。チーム・組織での対応が肝要です。

民鏡

太田 一弘

愛知県民生委員児童委員連盟
会長・本紙編集委員

▼これまでの民生委員・児童委員（以下、民生委員）の活動を振り返ると、最初は前任者から「引き継ぎの書類です」と大きな手提げ袋をふたつ渡され、「内容については地区の役員や先輩に聞いてください」と言われたことが始まりでした▼手提げ袋に入っている書類を見ても内容を理解できず、市役所の担当課と社会福祉協議会へ通い続け、民生委員の活動内容を教えてもらう日々が続きました。何度も関係機関を行き来した日々が今の私につながっているのだと思います▼初対面の方とも気楽に話を聞いたり、閉じこもりがちな方に声をかけをしたり、大きな声であいさつをしているので、安心してあいさつできる住民のひとりになっていると思っています。声をかけられれば誰でも相談に乗り、地区担当の民生委員や関係機関に情報共有しています▼地域住民のひとりとして、相談者に寄り添い信頼され何でも話してもらえる民生委員になれればと願っています▼私は一年間で全住民宅を訪問する全戸訪問を続けており、これからも継続していきたいです。

民生委員・児童委員の
ひろば 3月号
2026 March

令和8年3月1日発行
(毎月1回1日発行)第873号

●発行所/
全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人/池上 実
●編集人/平井 庸元
●定 価/1部10円
(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆全民児連ホームページ
では、民生委員・児童委員制度や活動に関わる参考資料等を掲載しています!

ホームページの
ご案内

全国民生委員児童委員連盟のホームページ **全民児連** で検索
全国民生委員互助共励事業のホームページ **互助共励** で検索
☆全民児連ホームページ関係者専用ページパスワード **20131201**

お知らせ

お詫びと訂正

『ひろば』2026年1月号に誤りがありましたので訂正し、お詫び申し上げます。

p.8 人権について考える第9回

「高齢者の人権と民生委員・児童委員活動 [自己決定権]」

【誤】身元保障

【正】身元保証

